

・図書館での破損弁償について

Q. 図書館で借りたすでに半分くらい破れている図鑑のページを1歳の息子がさらに破き完全に1ページを破いてしまった。

子供が破いたことのみを伝えたところ、後日、破れていない同じ本を購入してくださいと言われた。

釈然としない。1歳の子なので、悪意もなく、わざとでもない。何をもって弁償させるのか、最低限それを伝えるか、HPへ記載すべき。

ページで破れていないかどうかは必ず事前に徹底チェックをお願いします。

A. 品川区立図書館の図書等は、品川区の経費で購入した共有の財産でございますので、汚破損等あった場合は、故意ではない場合にも、品川区立図書館条例に基づき弁償いただいております。

また、お子さんが図書等を汚破損された場合には、保護者の方に弁償いただいておりますのでご理解のほどお願いいたします。

図書等の貸出に際しましては、落丁・汚損がないかの確認は行っているところです。

当該図書を返却いただきました図書館へ確認しましたところ、すでに半ページくらい破れていた箇所であったとのお客様からのお話を事前にお伺いしておりませんでした。今後はページが破けているところがないか等の確認につきましては、より徹底するようにいたします。

今回の件につきましては、図書館からもお話をさせていただいたように、新品でなくても貸出可能であれば結構ですので、図書館へお持ちいただきますよう、よろしくようお願いいたします。

品川区立図書館ホームページでは、利用案内ー図書館からのお願いの欄に図書等の汚破損に関する記事を記載させていただいております。

今後も品川区立図書館のご利用をお待ちしております。

(教育委員会事務局品川図書館)